

議案第 121 号

伊賀市農業公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市農業公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市農業公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市農業公園の設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 190 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号を削る。

第 5 条第 3 項を削る。

第 6 条中「施設使用時間及び休園日並びに伊賀市農村ふれあいセンターの使用時間及び休館日は、別表第 1」を「管理施設の使用時間及び休業日は、次」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 使用時間 午前 9 時から午後 5 時まで（10 月から翌年 3 月までは、午前 9 時から午後 4 時まで）

(2) 休業日 12 月 25 日から翌年 1 月 10 日までの日

第 7 条中「及び伊賀市農村ふれあいセンター」を削る。

第 8 条第 1 項中「及び伊賀市農村ふれあいセンター」を削り、「別表第 2」を「別表」に改める。

第 9 条第 2 項を削る。

第 16 条中「2 年間」を「5 年間」に改める。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中「1 市民ふれあい農園」を「市民ふれあい農園」に改め、

「2 伊賀市農村ふれあいセンター

(1) 研修室利用料金

室名	区分	金額	備考
研修室 1	午前9時から 正午まで	1,000円	2以上の時間区分にわたって使用する場合は、それぞれの区分により定めた利用料金の合計額とする。 また、研修室1及び研修室2を一つにして使用する場合は、それぞれの区分により定めた利用料金の合計額とする。
	午後1時から 午後5時まで	1,500円	
	午後6時から 午後10時まで	1,500円	
研修室 2	午前9時から 正午まで	1,000円	
	午後1時から 午後5時まで	1,500円	
	午後6時から 午後10時まで	1,500円	
研修室 3	午前9時から 正午まで	2,000円	2以上の時間区分にわたって使用する場合は、それぞれの区分により定めた利用料金の合計額とする。
	午後1時から 午後5時まで	3,000円	
	午後6時から 午後10時まで	3,000円	

(2) 冷暖房利用料金

室名	利用料金	
研修室 1	1 時間	200円
研修室 2	1 時間	200円
研修室 3	1 時間	300円

」

を削り、同表を別表とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。